

防整整第15717号
27.10.1

各地方防衛局長 殿

整備計画局長
(公印省略)

立木調査要領について (通知)

標記について、別添のとおり定めたので通知する。

添付書類：立木調査要領

立木調査要領

(趣旨)

第1 地方防衛局長及び地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）が行う国有財産台帳に登録する立木の数量及び価格の調査（以下「立木調査」という。）については、「国有財産台帳等取扱要領について」（財理第1859号。平成13年5月24日）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

(毎木調査と標準地調査の選択)

第2 立木調査は、立木の調査対象本数が少ない場合、立木の生立地域の面積が小さい場合又は立木の生立ちがまばらの場合で調査が容易に行えるときは、毎木調査により行い、その他の場合には標準地調査により又は毎木調査と標準地調査を併用して行うものとする。ただし、近く立木の処分等が予定され特に正確な調査を必要とする場合には、毎木調査により行うものとする。

(林相区分図の作成及び面積の算出)

第3 標準地調査においては、立木の生立地域について航空写真、地形図等を用い、かつ、踏査により林相に応じた区分（以下「林相区分」という。）を行い、縮尺5,000分の1以上（駐屯地等で立木の生立地域の面積が小さい場合には、なるべく縮尺1,000分の1以上）の実測図により林相区分図を作成し、プランニメーター、三斜法等によって面積を算出するものとする。

(標準地の設定)

第4 標準地調査における標準地は、航空写真、地形図等を用い、かつ、踏査により各林相区分を代表すると認められる場所に設けるものとする。

2 標準地の形状は、方形又は帯状とする。

3 1標準地の面積は、1,000平方メートルから2,500平方メートルまでとし、各林相区分ごとの標準地の合計面積は、各林相区分面積の5パーセント以上とする。

(直径の測定)

第5 立木の直径は、地上高（傾斜地においては、山側の地際からの高さをいう。以下同じ。）120センチメートルの位置で輪尺、直径巻尺等を用いて2センチ

メートル括約で測定するものとする。

- 2 地上高120センチメートル以下で樹幹が分岐している場合には、それぞれ独立した立木として直径を測定するものとする。
- 3 輪尺を用いて測定する樹幹が楕円又は不整形の場合には、2方向又は3方向から測定してその平均値をもって直径とする。
- 4 測定する樹幹に枝、こぶ等があり異形をなしている場合には、測定位置の上下等距離の位置で測定し、その平均値をもって直径とする。

(樹高の測定)

- 第6 樹高は、樹幹に沿い地上（傾斜地においては、山側の地際）から梢頭までの全長を測高器、樹高測定用ポール等を用いてメートル未満を四捨五入して測定するものとする。
- 2 立木の数量が多く、かつ、同一直径の立木の樹高がおおむね均等であると認められる場合には、1本ごとに樹高を測定することなく、各直径階ごとに数本の標準木を選定し、その樹高の測定結果に基づき樹高曲線図を作成し、これにより得られる数値を各直径階ごとの立木の樹高とすることができる。

(調査結果の整理及び台帳登録)

- 第7 立木調査の結果については、別記様式1及び別記様式2により取りまとめ、直ちに、国有財産台帳に登録するものとする。

様式1

立木数量算出表

林相区分			No.		m ²	
標準地			No.		m ²	
樹種	直径(cm)	樹高(m)	本数 A	幹材積(m ³) B	数量(m ³) A × B	備考
計						

記入要領

1 「樹種」欄には、針葉樹は「まつ」、「すぎ」、「ひのき」及び「その他針」に区分し、広葉樹は大径木(直径30cm以上)を「その他針」に含めるほかはすべて「雑木」として区分して記入するものとする。なお、人工林の場合には「(人)」と付記するものとする。

2 「幹材積」欄には、「国有財産台帳等取扱要領について」(財理第1859号。平成13年5月24日)の別添7「国有財産立木幹材積表」を用いて記入するものとする。

様式2

立木数量価格集計表

口座名

所在地

調査年月日

林相区分		標準地			標準地立木数量			林相区分立木数量		立木価格		備考
No.	面積(m ²) A	No.	面積(m ²) B	割合(%) B / A × 100	樹種	本数 C	数量(m ³) D	本数	数量(m ³) E = D × A / B	m ² 当たり 単価(円) F	価格(円) E × F	
				計								
				計								
合計												

記入要領

「m²当たり単価」欄には、国有財産台帳における従来の価格登録の単価を用いるものとする。